

川西市ふるさと団地再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 川西市のふるさと団地の再生・活性化に向け、地域をはじめ企業や交通事業者などの各関係団体が共通の方向性に基づいて、『新たな川西方式』とも言える『ふるさと団地再生』への具体的な方策を協議及び検討するため、「ふるさと団地再生協議会」(以下「再生協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 再生協議会の所掌事務は、ふるさと団地再生への具体的な方策を協議及び検討することとする。

(組織)

第3条 再生協議会は、第4条に定める委員により組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係事業者
- (3) 地域住民
- (4) 兵庫県
- (5) 川西市
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第5条 再生協議会に会長を置き、委員のうちから市長が選任する。

- 2 会長は、再生協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 再生協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を再生協議会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 再生協議会の事務を処理するため、事務局を置くこととし、事務局は川西市総合政策部政策推進室政策課とする。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月31日から施行する。